岡山県公安委員会告示第150号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和7年10月28日

岡山県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分等

警備業務の区分	期日	時間	場所
機械警備業務	令和8年1月20日(火曜日) から同23日(金曜日)までの 4日間		岡山市中区西川原 255番地 おかやま西川原 プラザ

2 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

3 受講手続

(1) 提出書類

ア 所定の様式による受講申込書 1通

イ 写真 1枚(縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル、申 込前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの)

(2) 提出先

ア 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

イ 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課 なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

(3) 提出期間

令和7年11月17日(月曜日)から同月21日(金曜日)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

4 受講手数料

39,000円

(注) 受講申込書を提出する警察署の手数料収納窓口において、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書受理後は返還しない。

5 受講定員

20人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会(岡山市北区内山下二丁目11番18 号)に委託して行う。

7 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。